

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例施行規則 平成22年 9 月 1 日規則第16号	○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手續等に関する条例施行規則 平成22年 9 月 1 日規則第16号
第 1 条から第 8 条まで 略 (公表の方法)	第 1 条から第 8 条まで 略 (公表の方法)
第 9 条 条例第17条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、 軽井沢町公告式条例（昭和28年輕井沢町条例第 4 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示、広報紙への掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。 (1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） (2) 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、所在地及び代表者の住所） (3) 勧告の内容及び正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項 (意見を述べる機会の付与)	第 9 条 条例第16条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、 軽井沢町公告式条例（昭和28年輕井沢町条例第 4 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示、広報紙への掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。 (1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） (2) 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、所在地及び代表者の住所） (3) 勧告の内容及び正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項 (意見を述べる機会の付与)
第10条 条例第17条第 2 項の公表通知書は、次に掲げる事項を記載した公表通知書（様式第 4 号）によるものとする。 (1) 公表しようとする事実の内容及び根拠となる条例の条項 (2) 公表の理由 (3) 次項に規定する意見書の提出先及び提出期限 (4) 口頭で意見を述べることを申し立てることができる旨	第10条 条例第16条第 2 項の公表通知書は、次に掲げる事項を記載した公表通知書（様式第 4 号）によるものとする。 (1) 公表しようとする事実の内容及び根拠となる条例の条項 (2) 公表の理由 (3) 次項に規定する意見書の提出先及び提出期限 (4) 口頭で意見を述べることを申し立てることができる旨
2 条例第17条第 2 項の規定による意見陳述は、当該公表に対する意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）を町長に提出して行うものとする。この場合において、証拠書類等を提出することができる。	2 条例第16条第 2 項の規定による意見陳述は、当該公表に対する意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）を町長に提出して行うものとする。この場合において、証拠書類等を提出することができる。
3 町長は、当該意見陳述人から申立てがあったときは、前項の規定にかかわらず、意見書の提出とともに口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。	3 町長は、当該意見陳述人から申立てがあったときは、前項の規定にかかわらず、意見書の提出とともに口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
第11条 略	第11条 略

改正後	改正前																				
様式第 1 号から様式第 3 号まで 略 様式第 4 号（第10条関係）	様式第 1 号から様式第 3 号まで 略 様式第 4 号（第10条関係）																				
公表通知書	公表通知書																				
第 年 月 日	第 年 月 日																				
様	様																				
軽井沢町長	軽井沢町長																				
軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第 17 条第 2 項の規定により、 次のとおり通知します。 なお、当該公表に関して、意見書、証拠書類等を提出することができます。 また、申立てにより、意見書の提出とともに、口頭で意見を述べることもできます。	軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、 次のとおり通知します。 なお、当該公表に関して、意見書、証拠書類等を提出することができます。 また、申立てにより、意見書の提出とともに、口頭で意見を述べることもできます。																				
記	記																				
<table><tr><td>土地利用行為の内容</td><td></td></tr><tr><td>土地利用行為の所在地</td><td></td></tr><tr><td>公 表 す る 事 実</td><td></td></tr><tr><td>根 拠 と な る 条 例 又 は 規 則 の 条 項</td><td></td></tr><tr><td>公表しようとする理由</td><td></td></tr></table>	土地利用行為の内容		土地利用行為の所在地		公 表 す る 事 実		根 拠 と な る 条 例 又 は 規 則 の 条 項		公表しようとする理由		<table><tr><td>土地利用行為の内容</td><td></td></tr><tr><td>土地利用行為の所在地</td><td></td></tr><tr><td>公 表 す る 事 実</td><td></td></tr><tr><td>根 拠 と な る 条 例 又 は 規 則 の 条 項</td><td></td></tr><tr><td>公表しようとする理由</td><td></td></tr></table>	土地利用行為の内容		土地利用行為の所在地		公 表 す る 事 実		根 拠 と な る 条 例 又 は 規 則 の 条 項		公表しようとする理由	
土地利用行為の内容																					
土地利用行為の所在地																					
公 表 す る 事 実																					
根 拠 と な る 条 例 又 は 規 則 の 条 項																					
公表しようとする理由																					
土地利用行為の内容																					
土地利用行為の所在地																					
公 表 す る 事 実																					
根 拠 と な る 条 例 又 は 規 則 の 条 項																					
公表しようとする理由																					
意見を提出する場合	意見を提出する場合																				
意見書の提出場所	意見書の提出場所																				
意見書の提出期限	意見書の提出期限																				